

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第9条、第12条及び第14条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録、登録事項等の変更及び廃止の届出について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、法又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(適用)

第3条 この要綱は、広島市、呉市及び福山市の区域を除く県下全域に適用する。

(登録の申請)

第4条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、省令第7条に規定する登録申請書に、それぞれ、省令第10条に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(登録事項等の変更)

第5条 登録事業者は、登録事項に変更があったとき、又は法第9条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から30日以内に、省令第17条第1項に規定する登録事項等変更届出書に、それぞれ同条第2項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第6条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、その日から30日以内に、別記様式第1号による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業廃止届を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの届出)

第7条 登録申請者は、第4条の申請を取り下げようとするときは、別記様式第2号による取下届を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。